鑑札を観察しよう!

浜本家文書には合計3つの鑑札が含まれて います。鑑札というのはある組織の一員であ ることを示す証明書のようなもので、ここで は、相生浦の漁師の仲間組織(鱗座)の一員 であることを示すものとなります。

相生浦における鮄座の成立は天保年間とさ れていますが、株仲間として改編されたのは 弘化2年(1845) のこと。この時鮄座の株が 合計 60 口と定められ、 一口ごとに〔写真 1〕 のような鑑札が発行されました。



〔写真1〕 鮄座の鑑札

ています。ボラは、通常

「鰡」や

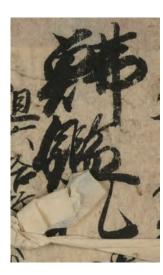
浜本家の屋号がわかります。 札の持ち主の 「魚屋善太郎」 から



〔写真4〕 札の持ち主 中央少し左側に「但六拾枚」 と記載されています。



をあてていました。 相生や坂越では「鮄」という漢字 〔写真3〕 鑑札の枚数 鯔」と書くことが多いですが、



(写真2)



小鑑札 (表) 〔写真5〕



〔写真6〕 小鑑札(裏)

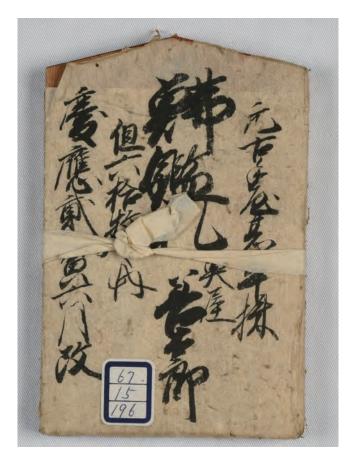
多右衛門が預かっていた銀札500目(=1口)のうち 60 目分を浜本弥七郎の分担としていたようです。

合計 60 枚発行された鮄鑑札は、有力者が 株を独占しないために、さらに細分化されて、 惣軒別に株持人名を配分したうえで、1株= 1口=銀500 匁を数人で分担させ、代表者が 鑑札を預かり、費用の分担者に小鑑札が渡さ れていました〔資料2、3〕。

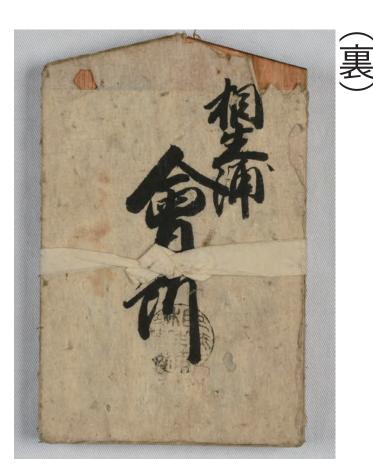
〔写真5〕に「附鮄鑑札」などと記載されて いるのは、鮄座が「附鮄」つまり鯔の生育を はかるために一定期間の禁漁を行っていたこ とに由来するものと考えられます。

小さな鑑札1枚にも情報がぎゅっと凝縮さ れていて興味深いですね。

表



相生浦 分 所 印



附鮄鑑札五百目壱口加入之内/ 節 覚

表

浜本弥七郎殿纸札六拾目北



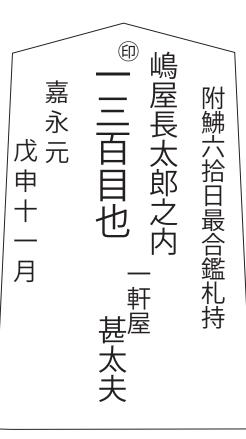
之内加入二相違無之候以上表書之通拙者鑑札

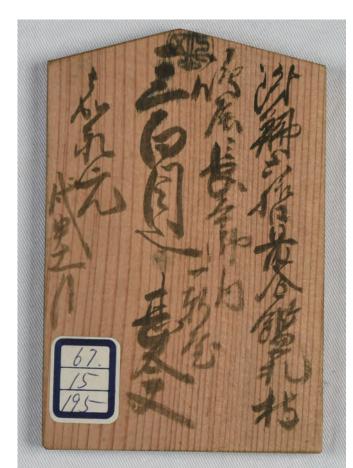
鑑札預り主 多右衛門印



(裏

表





組頭 小四郎 印書之通相違無御座候以上



惠